

大阪府大阪市西区西本町一丁目 4 番 1 号
関西エアポート株式会社
代表取締役社長 山谷 佳之 宛

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する契約（以下「本目的」という。）に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。ただし、個別の契約で本誓約を上回る義務を定めている場合は、当該契約が優先されることを予め了承します。

（秘密情報）

第 1 条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- （1）開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- （2）開示に先立って弊社が知っていたもの。
- （3）貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- （4）弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- （5）法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- （6）本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）

第 2 条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）

第 3 条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）

第 4 条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）

第 5 条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

****年**月**日

住 所	【応募者の所在地】 ****
	【応募者の名称】 ****
氏 名	【代表者氏名】 代表取締役社長 **** 